

中学校教諭免許状取得

（中C）短期大学士の学位等を有し、二種免許状と実務経験を基に、一種免許状を取得する。

【根拠規定】教育職員免許法別表第3（上級免許状の取得）

取得免許状	基礎免許状	基礎免許状を取得したのち									
中学校教諭 一種免許状	中学校教諭	良好な成績の実務年数	5	6	7	8	9	10	11	12	
	二種免許状	修得を要する単位数	45	40	35	30	25	20	15	10	

＜修得単位の内訳＞ 中学校教諭一種

在職 年数	教科に関する専門的事項 に関する科目		各教科の指導法に関する科目又は 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		大学が独 自に設定 する科目	総単 位数
	修得単位の内訳	計	修得単位の内訳	計		
5	教科に応じて別記 中第1表に掲げる 科目から修得	10	・第2欄：各教科の指導法 ・第3欄 ・第4欄 ・第5欄（教育実習を除く。） *上記のうち第2、3、4欄を含ん で修得	16	4	45
6	5年の項に同じ	9	5年の項に同じ	14	4	40
7	5年の項に同じ	8	5年の項に同じ	13	3	35
8	5年の項に同じ	7	5年の項に同じ	11	3	30
9	5年の項に同じ	6	5年の項に同じ	10	3	25
10	5年の項に同じ	5	5年の項に同じ	8	3	20
11	5年の項に同じ	4	・第2欄：各教科の指導法 ・第3欄 ・第4欄 *上記のうち、第3欄を含み2以上 の欄にわたって修得	7	2	15
12	5年の項に同じ	3	11年の項に同じ	5	2	10

備考① この表における単位の修得方法は、「教科に関する専門的事項に関する科目」の欄、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の欄及び「大学が独自に設定する科目」の欄に掲げる科目の単位を含めて、総単位数の欄に掲げる単位を修得するものとする。

備考② 「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の欄に定める第2欄、第3欄、第4欄及び第5欄（教育実習を除く。）とは、教育職員免許法施行規則第4条第1項の表第2欄、第3欄、第4欄及び第5欄（教育実習を除く。）に掲げる科目をいい、同表に定める各科目に含めることが必要な事項のうち、いずれかの事項について修得するものとする。

備考③ 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目若しくは教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目について修得するものとする。

別記中第 1 表 中学校の教科に関する専門的事項に関する科目（教育職員免許法施行規則第 4 条）

免許教科	教科に関する専門的事項に関する科目
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学 書道（書写を中心とする。）
社会	日本史・外国史 地理学（地誌を含む。） 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」
数学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ
理科	物理学 化学 生物学 地学 物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験
音楽	ソルフェージュ 声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指揮法 音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美術	絵画（映像メディア表現を含む。） 彫刻 デザイン（映像メディア表現を含む。） 工芸 美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
保健体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学・公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
保健	生理学・栄養学 衛生学・公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）

技術	材料加工（実習を含む。） 機械・電気（実習を含む。） 生物育成 情報とコンピュータ
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服実習を含む。） 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 住居学 保育学
職業	産業概説 職業指導 「農業、工業、商業、水産」 「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」
職業指導	職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理
英語	英語学 英語文学 英語コミュニケーション 異文化理解
宗教	宗教学 宗教史 「教理学、哲学」

備考① 英語以外の外国語の教科については、英語の例により修得する。

備考② 「」内の科目は、その１以上にわたって修得する。

※「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」とは

第 2 欄	教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)
第 3 欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)
第 4 欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法
		総合的な学習の時間の指導法
		特別活動の指導法
		教育の方法及び技術
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法
		生徒指導の理論及び方法
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法
第 5 欄	教育実践に関する科目	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法
		教職実践演習

(教育職員免許法施行規則第 4 条第 1 項の表)